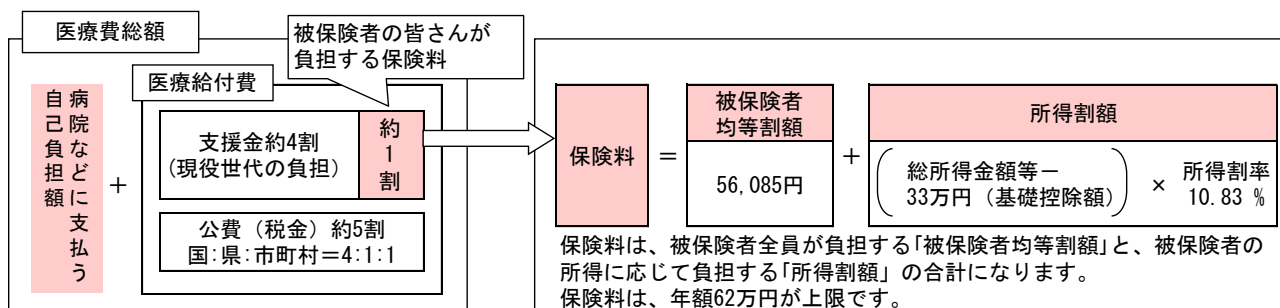


平成30年度 後期高齢者医療制度の保険料

平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬にお届けします。

○保険料は、平成29年中の所得金額と世帯^(注1)の状況を基に算定を行い決定します。

(注1)：「世帯」とは、平成30年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。



- ・保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成30年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

(例) 公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

◆保険料の軽減について

◇均等割額の軽減

平成30年度では、平成29年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9(7)割・8.5(7)割^(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。

(注2)：原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減」、「8.5割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額 ^(注3) の合計額
	平成30年度	
9(7)割軽減	5,608円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年収80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,412円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,042円	【33万円(基礎控除額)+27.5万円×被保険者数】以下
2割軽減	44,868円	【33万円(基礎控除額)+50万円×被保険者数】以下

(注3)：軽減対象所得金額は基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

◇被用者保険^(注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が5割軽減^(注5)となります。また、所得割額はかかりません。

(注4)：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

(注5)：ただし、均等割額の軽減が9(7)割軽減、8.5(7)割軽減に該当する方は、それぞれ9(7)割軽減、8.5(7)割軽減が優先されます。

◇軽減特例措置の見直し

今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が91万円以下の人所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の7割軽減は平成30年度から5割になります。

◆保険料の減免制度について

災害や失業等による保険料の納付が困難な場合は、減免できる場合がありますのでご相談ください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 TEL75-4973